

[事案 27-135] 契約解除取消請求

・平成 27 年 12 月 25 日 裁定終了
※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

告知義務違反を理由に特約等が解除されたことを不服とし、特約等解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 2 月に契約した利率変動型積立保険について、胃 G I S T による入院および手術について給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として、特約等を解除され、給付金は支払対象外とされたことに対し、以下の理由により、特約等の解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 告知書作成前に、被保険者（申立人代表者）の胃の腫瘍については募集人に話をしていた。
- (2) 告知書作成に当たっては、募集人に確認をしながら作成した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者は、告知の際、胃 G I S T とは認識していなかったが、医師から胃の粘膜下腫瘍があると伝えられており、これを告知しなかった以上、告知義務違反は認められる。
- (2) 募集人は被保険者から胃のポリープであるとの話は聞いていたが、告知すべきでないとの説明はしていない。
- (3) 胃 G I S T は、責任開始時以前に発症したものであり、給付金支払事由に該当しない。また、上記告知義務違反により、当社は給付金の支払義務を負わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者および募集人に対して、募集人の告知に関する手続等に不適切な点があったかどうかなど状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者は医師から胃粘膜下腫瘍等の告知を受けて毎年数回通院し、告知書記載の 3 日前にも検査を受けていたこと等にも関わらず告知をしていなかったこと、募集人が被保険者の正しい告知を妨げ、または正しく告知しないよう促したとは認められないこと、入院および手術の原因となった胃 G I S T が本契約の保障開始より前に発症しており、給付金の支払理由にあたらぬこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。